

資料一 3

平成 20 年 1 月 15 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局利根川下流河川事務所長
二階堂 義則 殿



成果品の品質確保、ならびに業務の適正な履行、社会的コンプライアンスの実行に対しては、以下の点により果たして行く事を証明いたします。

① 照査の実施方法及び実施体制

監督員立会いの下で点検測量を行う点ならびに公共測量作業規程に基づく精度管理を実施する点。

② 業務分担と責任分担及び指示系統

基本的には自社従業員による業務遂行であり、業務全般に対して主任技術者と共に同一の班が作業を行います。このため、主任技術者を頂点にした指示系統により班員各自の業務ならびに責任を遂行いたします。

③ 社会的コンプライアンスに対する認識

各企業は、社会の構成員の一人として商法だけでなく民法や刑法といった各種一般法、その他各種業法をすべて遵守し、従業員一同にもそれを徹底させなければならないとされており、この点が代表者の義務あるいは職務であると認識しております。

したがって、当業務についても上記の点を十分留意し、法令遵守ならびに社会的規範や企業倫理を遵守して業務を遂行いたします。